

令和2年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

岩手県地域技能振興コーナー

令和2年度の本事業の実施については、新型コロナウイルス感染症により大きな変更を受けることが予想される。

すでに地域における技能振興事業については参加者への支援をおこなっていた「若年者ものづくり競技大会」の中止が決定されている。

また、ものづくりマイスター等の活用にあたっては、令和2年度前期技能検定の中止を受け、実技指導の派遣依頼の減少も見込まれる。

そうした情勢下ではあるが、事業の実施にあたってはいわゆる「三つの密」を避け、またマスクの着用や手洗い等の感染防止を徹底した上で、また必要に応じ事業の実施方法そのものを検討しながら円滑な実施に努めていく。

((1) 地域における技能振興事業)

| 区 分 | 事 項 |
|------------------------------|--|
| ① 技能五輪全国大会の予選の実施等 | <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>実施職種：2職種</p> <p>県から過去に参加実績があり今後も大会参加が見込める洋菓子製造、西洋料理の2職種を対象に、予選会を実施します。</p> <p>参加予定者数 両職種とも10名程度</p> <p>実施予定時期 令和3年2月～3月</p> |
| | <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> <p>若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会の参加選手及び指導員の旅費、工具等の運搬費について援助を行い、中小企業等の大会参加を促進します。なお、支援の対象は中小企業の従業員、学生に限るものとします。</p> <p>○参加予定人員</p> <p>技能五輪全国大会 選手30名、指導者15名</p> <p>若年者ものづくり競技大会（令和2年度中止決定）</p> <p>選手25名、指導者15名</p> |
| ② ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組 | <p>ア ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p> <p>(ア) 岩手県総合技能展</p> <p>卓越技能者として厚生労働大臣表彰や岩手県知事表彰を受賞した方々、伝統工芸士に認定された方々等優れた技能・技術を持つ熟練技能者の製作実演、作品展示と技能五輪関係の製作実演、展示コーナー開設や、ものづくり体験を中心とした総合技能展を開催し、ものづくりに対する理解を深め、技能尊重気運の醸成を図ります。</p> |

| 区 分 | 事 項 |
|-----|--|
| | <p>また、IT関係職種については県内のIT関連の企業、学校等から協力を得ながら作品展示・実演を行います。</p> <p>○実施予定日時 令和3年2月～3月</p> <p>○実施予定会場 盛岡市内</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品出品者数 30名前後 ・製作実演 期間中毎日3職種前後 ・ものづくり体験 期間中毎日4～5職種程度 ・職業紹介用の動画上映 ・技能五輪全国大会紹介コーナー <ul style="list-style-type: none"> 技能五輪選手による競技課題実演、競技動画の上映 ・IT関係職種展示・実演 ・当該のイベントに係る職種数は計7～8職種を見込む (IT関係1職種を含む) <p>○実施回数 1回(2日間)</p> <p>○実施予定日時 令和3年2月～3月</p> <p>○実施予定会場 盛岡市内</p> <p>○集客予定人数 1,000名以上</p> <p>イ 「地域発！いいもの」応援事業の実施について 「地域発！いいもの」応援事業として、ウェブサイトでの広報及び各地域・職種の団体、事業所に対し周知を行います。また、申請の受付、チェック、中央技能振興センターへの提出等及び結果の通知等を行います。</p> <p>ウ グッドスキルマーク事業の実施について グッドスキルマーク事業として、ウェブサイトでの広報及び各地域・職種の団体、事業所に対し周知を行います。また、申請の受付、チェック、中央技能振興センターへの提出等及び結果の通知等を行います。</p> <p>エ 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 平成31年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。</p> |

((2) ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務)

| 区 分 | 事 項 |
|---------------------|--|
| ① ものづくりマイスター等の開拓 | <p>対象業種の企業等に対して、文書、メール、電話、訪問等により、ものづくりマイスター制度の周知等を行います。特にものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる認定高等職業訓練施設の指導員や業界団体等への広報等を重点的に行い、認定者数並びに職種の拡大に努めるとともに、マイスターの地域的な偏在の解消に努めます。</p> <p>IT マスターの候補者に係る開拓については、情報処理系の学科、訓練科をもつ学校、職業能力開発施設の卒業生、修了生を中心に情報収集を行い IT マスターの確保に努めます。</p> <p>訪問等の頻度 担当者が月 4 回程度の訪問を行います。</p> |
| ② ものづくりマイスター等への説明 | <p>新たに認定されたものづくりマイスター等に対しては、認定証の交付時に、既に認定されているものづくりマイスター等に対しては実技指導等を開始する直前にコーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について文書で説明します。</p> <p>また、新たに認定されたマイスター等については、認定証交付の際に免除基準に該当する者の場合を除き指導技法講習を受講する必要があることを説明します。</p> |
| ③ 申請書類の取りまとめ | <p>ものづくりマイスター等の認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行い、申請書類はコーナーが取りまとめセンターに提出します。</p> |
| ④ ものづくりマイスター等に対する研修 | <p>ア 新たに認定されたものづくりマイスター等を対象に実施結果報告書の作成方法や指導技法の習得・向上のため指導技法講習会を行います。(免除基準該当者を除く)</p> <p>また、認定されたものづくりマイスター等を対象に適宜研修会を実施し制度の理解促進や全国会議等の内容の共有等を行います。</p> <p>指導技法講習会・・・2 回程度 (7 月、12 月) マイスター研修・・・1 回程度 (3 月)</p> <p>イ 過去 3 年間活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続きものづくりマイスターとして活動する意思があるかを文書、メール、電話、訪問等により確認します。</p> <p>実施時期・・・4 月、5 月</p> |

((3) ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

| 区 分 | 事 項 |
|-------------------------|---|
| ①若年技能者の人材育成に係る相談・援助 | <p>ア コーナーにおける相談・援助について</p> <p>技能振興コーナーの相談窓口において、技能競技大会を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等の相談援助を行うとともに、企業や工業高校等からの要請に応じてものづくりマイスターの派遣に係るコーディネートを行い効果的な事業の執行を図ります。</p> <p>また、連携会議の構成員となっている教育委員会学校教育室及びこれまでにものづくりマイスターの活用事例のあった学校を中心として、IT マスターを学校へ派遣するための周知・広報を含む働きかけを行います。</p> |
| ②ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施 | <p>ア ものづくりマイスター等の派遣について</p> <p>県内の中小企業、認定職業能力開発施設、工業高校等を派遣対象として、1日3時間程度を基本として、指導を希望する分野の技能に関して、最適なものづくりマイスター等を派遣し実技指導を行います。また、工業高校等の派遣先と緊密に連携を取りながら、希望に添った内容での指導ができるよう、ものづくりマイスター等との連携も密にしながら事業を行います。</p> <p>また、派遣実績の少ないものづくりマイスター等については、県内の中小企業、認定職業能力開発施設、工業高校等への需要の掘り起こしを行い未活動のものづくりマイスター等を減らすよう努めます。</p> <p>イ 指導内容等について</p> <p>ものづくりマイスター等の指導記録等により、さらに実技指導を行う必要があるとの見解があった場合には、派遣先の企業等と連絡を取り、マイスター等の派遣についてコーディネートを行います。</p> <p>また、指導が不足していると考えられるマイスター等については、マイスター研修などを活用し、指導内容の充実を図ります。</p> |

| 区 分 | 事 項 |
|---------------------|--|
| ③. 「目指せマイスター」プロジェクト | <p>ア ものづくりの魅力発信について</p> <p>実施実績のない地域を中心に、学校訪問を行うとともに、過去の実施校、学童保育での継続実施を図りながら次の事業を行います。</p> <p>(ア) 学校の授業等への講師派遣の実施（学童保育を含む）</p> <p>(イ) ものづくりマイスター等の講義を伴う学生生徒を対象とした事業所・訓練施設等見学</p> <p>(ウ) 学校の教師、保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣</p> <p>(エ) 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信等</p> <p>(オ) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習</p> |
| | <p>イ 「ITの魅力」発信について</p> <p>県教育委員会、各市町村の教育委員会と連携を取るとともに、ものづくりの魅力発信事業で実績のある学校等と連携を取り、ITマスターの派遣並びに実施内容を協議していきます。</p> |

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

| 区 分 | 事 項 |
|--------------|---|
| 1. 連携会議の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手労働局職業安定部訓練室長 ・ 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長 ・ 岩手県教育委員会学校調整課産業・復興教育課長 ・ 岩手県立産業技術短期大学学校教育部長 ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部訓練課長 ・ 岩手県中小企業団体中央会事務局長 ・ 岩手県商工会議所連合会事務局長 ・ 岩手県商工会連合会事務局長 ・ 職業訓練法人二戸職業訓練協会事務局長 ・ 岩手県技能振興コーナー長 <p style="text-align: right;">の10人で構成</p> <p>実施内容及び実施期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 事業実施計画を踏まえた方針決定（推進計画の決定） ・ 12月 事業実施状況等の報告 |
| 2. 連携会議の開催回数 | 2回 |

令和2年度若年技能者人材育成支援等事業 事業目標

令和2年度ものづくりマイスター制度

成果目標

- ①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度
90%以上
- ②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合
90%以上
- ③ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度
90%以上
- ④ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合
90%以上（アンケートの回答・・・企業）
- ⑤地域における技能振興事業の参加者の満足度 90%以上

活動目標（E）（A～E、S）

- ①ものづくりマイスター・ITマスターの活動数
・ものづくりマイスター活動数（受講者数） 2,250（人日）以上
- ②ものづくりマイスターの認定者数 10人以上
- ③ものづくりマイスターの企業及び工業高校等に対する実技指導件数 25件以上
- ④ITマスターの認定件数及び活動目標
・認定者数 2名以上
・活動数 55（人日）以上
（上記目標は6月1日付厚生労働省より示された目標値（案）による。各都道府県の目標値は別紙による）